

いいともあいち魅力向上推進事業委託業務仕様書

1 業務の目的

本県が推進する「いいともあいち運動」の県内での認知度は22.2%（2023年度）にとどまっており、特に認知度が低い働き盛りの層への効果的な啓発や愛知県産を優先して利用いただく機運を高めていくことが課題となっている。

一方、SDGsや環境負荷低減に対する社会的関心が高まる中、これらに貢献することができる取組のひとつとして「地産地消」への県民の関心も高まりつつある。

そこで、「いいともあいち運動」の根幹となっている「地産地消」について、SDGsや環境負荷低減への貢献といった要素と合わせた一層の理解促進とその実践を促すための取組を実施する。

2 概要

県民の地産地消に対する理解を一層深めるためのデジタルプロモーションや、その浸透と定着を図るため、「いいともあいち運動」に賛同する民間企業・大学と連携し、県民が日常的に県産農林水産物等を購入する機会や主体的に情報配信を行う機会を創出する体感型プロモーションを実施する。

3 委託業務内容

(1) デジタルプロモーションの実施

県民の地産地消に対する理解を一層深めることを目的として、量販店等と連携して店舗内の県産農林水産物販売コーナー等に設置したデジタルサイネージでPRを行うデジタルプロモーションを以下の条件で企画提案し、実施すること。

ア 店頭プロモーションの企画立案・実施

- ・県民が食材を購入する県内の量販店や直売所等の県産農林水産物の販売コーナーに設置したデジタルサイネージで、地産地消を意識した購買行動を誘引するための店頭プロモーションを実施すること。
- ・デジタルサイネージで配信するPR動画を制作すること。内容は、購買シーンを起点として地産地消や県産農林水産物の魅力を訴求するものとし、県産農林水産物を使用したレシピ動画等とすること。
- ・選定する品目及びレシピ等は県と協議の上、決定すること。
- ・店頭プロモーションの実施店舗数は、50店舗以上とすること。
- ・配信期間は1か月程度とし、選定した農林水産物の出荷時期にあわせて配信すること。
- ・外部メディアでのPR等、視聴向上につながるよう工夫した要素を盛り込むこと。また、実施店舗の売り場と連動した販売促進を実施する等、訴求効果を高める手段について、提案ができるものとする。
- ・その他、適宜、県と協議を行いながら決定するものとする。

イ 効果測定及び報告

- ・県の求めに応じ、デジタルサイネージの設置状況、PR動画の配信回数、視聴率等

の集計データを提供すること。提供する時期、データの種類については、県と協議の上、決定すること。

- ・店頭プロモーションの実施店舗や来店者に対し、本事業に対する効果、評価及び期待などを把握するためのアンケート調査を実施すること。
- ・量販店等での店頭プロモーション終了後、事業の結果分析をとりまとめた「分析結果報告書」を提出すること。

(2) 体感型プロモーションの実施

県民が日常的に県産農林水産物等を購入する機会や主体的に情報配信を行う機会を創出し、普段の食生活の中でSDGsの達成にも貢献する地産地消をアピールする体感型プロモーションを以下の条件で企画提案し、実施すること。

ア デジタルコンテンツを活用したスタンプラリー

(ア) 企画立案・実施

- ・「いいともあいち推進店※」（加入する意志のあるものを含む。）をスタンプ獲得箇所とし、公募のうえ300店舗以上設定すること。選定にあたっては、一定の地域に偏ることのないよう考慮すること。

※いいともあいち推進店

いいともあいち運動の取組の中で、県産農林水産物やその加工品を、積極的に販売している店舗や食材として利用している飲食店を登録している。

- ・開催期間は、「いいともあいちキャンペーン月間」である11月を含む概ね5ヶ月とすること。
- ・スタンプの獲得方法は、参加者が実際にスタンプ獲得箇所に行ったことを確認できる仕組みとすること。
- ・スタンプの獲得数に応じて記念品の抽選に応募できることとすること。
- ・企画提案にあたり、スタンプラリー参加者が1万人以上となるよう効果的な集客を実現できる工夫した要素を盛り込むこと。
- ・「参加店舗マニュアル」を作成し、スタンプラリー参加店舗に配付・説明すること。

(イ) 広報PRツールの作成・配布

- ・スタンプラリーを広報するため、リーフレットやポスター等の広報PRツールを作成すること。
- ・広報PRツールには、可能な限り県産農林水産物のPR要素を盛り込むこと。

(ウ) 情報媒体を活用した広告

- ・多くの集客を見込めるよう、開催期間中のPRを最大限行うこと。
- ・その他、スタンプラリー専用WEBサイトの開設、SNSを活用した情報発信等、スタンプラリーを効果的に広報できる手段について、提案ができるものとする。

(エ) 記念品当選者の決定、記念品の手配・発送

- ・当選者の決定方法は抽選によるものとし、県と協議の上、決定すること。
- ・応募条件に沿った記念品を手配することとし、記念品の内容及び数については県と協議の上、決定すること。
- ・記念品の発送は、スタンプラリー終了後速やかに完了すること。

(オ) その他、付随する業務

- ・事務局を設置し、スタンプラリー参加店舗や参加者などからの問い合わせ等に対応すること。
- ・スタンプラリーの実施に付随する業務を行うこと。
- ・県の求めに応じ、スタンプラリー参加者等の集計データを提供すること。提供する時期、データの種類については、県と協議の上、決定すること。
- ・参加者や参加店舗に対し、本事業に対する効果、評価及び期待などを把握するためのアンケート調査を実施すること。
- ・その他、適宜、県と協議を行いながら決定するものとする。

イ 社員食堂や学生食堂におけるメニューフェア

- ・スタンプラリーの開催にあわせて、働き盛りや若い世代の県民が日々の生活の中で利用する社員食堂、学生食堂等をモデル店舗に設定し、県産農林水産物を使用したメニューフェアを企画、実施計画書を作成し、県と協議の上、実施すること。
- ・モデル店舗は、スタンプラリー参加店舗の中から選定し、社員食堂1か所、学生食堂2か所以上設定すること。なお、これまでに開催実績がない等効果的なPRができる場所を優先して選定すること。
- ・開催期間は、各店舗1か月間程度とし、スタンプラリーの期間中、一定の時期に偏ることがないように考慮すること。
- ・店舗ごとにメニューを開発し、本県とのタイアップとして、リーフレット、ポスター、メニューシート等を作成し、PRを行うこと。なお、これらの啓発資材は、本県の農林水産業を紹介する内容を含めること。
- ・使用する農林水産物は県と協議の上、選定するとともに、メニュー開発にあたって学生等の食堂利用者のニーズや提案等を踏まえること。
- ・知事出席のオープニングイベント等を1回以上設定し、企画・運営すること。
- ・メニューフェアの期間終了後、モデル店舗の設置者及び運営者に対して、県産農林水産物の利用促進及び地産地消に対する意識変化に関するヒアリングを実施し、提言を取りまとめること。

ウ 地産地消レシピコンテスト

(ア) 企画立案・実施

- ・県民に自ら情報発信をしていただくきっかけを作るため、SNS等を活用した地産地消レシピコンテストを企画、実施計画書を作成し、県と協議の上、実施すること。
- ・応募条件は個人、グループが考案・実践した県産農林水産物を使用したレシピとし、レシピや料理画像など（以下、作品という）をSNS等に投稿してもらうこと。
- ・各種媒体を活用の上、効果的な周知を図るよう努めることとし、広報PRの内容について県と協議の上、決定すること。また、県内の調理専門学校、調理系学科のある高校などに告知資料及び応募要領を送付する等の提案ができるものとする。
- ・事業の目的を達成するための参加者層や実施時期、実施内容、周知方法のほか、有効な企画等があれば提案し、県と協議の上、実施すること。

(イ) 審査等

- ・応募のあった作品の取りまとめや資料作成の他、審査に関わる業務全般を行うこと。
- ・審査過程で料理研究家等の調理に関する専門家の意見を聴取し、考慮すること。

- ・審査の具体的な方法については、県と協議の上、決定すること。
- (ウ) その他、付随する業務
 - ・事務局を設置し、地産地消レシピコンテスト応募者などからの問い合わせ等に対応すること。
 - ・地産地消レシピコンテストに付随する業務を行うこと。
 - ・受賞作品を特設サイト等に掲載すること。
 - ・その他、適宜、県と協議を行いながら決定するものとする。

4 実績報告書の提出

(1) 提出時期及び提出部数

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（成果報告書を含む。）を契約期間内に提出すること。

- ア 委託業務実績報告書（A4版、横書き） 2部
- イ 委託業務実績報告書の電子データ 1式（CD-ROM等）
- ウ デジタルプロモーションに関するPR動画等の電子データ一式及び分析結果報告書
- エ スタンプラリーに関する統計データ一式
 - ・スタンプ参加者総数（年代・性別・居住地等）のデータ
 - ・スタンプ獲得箇所ごとに獲得されたスタンプ数のデータ
 - ・参加者の属性に応じた、獲得スタンプ数のデータ など
- オ スタンプラリー参加店舗等へのアンケート調査集計結果一式
 - ・地産地消の理解促進
 - ・いいともあいち運動の認知度
 - ・愛知県産農林水産物を積極的に購入する割合 など
- カ モデル店舗へのヒアリング結果及び県産農林水産物の恒常的な使用に関する提言
- キ スタンプラリー、メニューフェア及び地産地消レシピコンテストに関する広報PRツール一式（電子データ含む）
- ク その他県が指示したもの

(2) 納入場所

食育消費流通課

(3) その他

委託業務実績報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。

5 その他

- (1) 本業務は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して行うため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱」等に規定する要件を遵守すること。また、受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (2) 業務内容の全般について、県と事前に連絡・調整をとり、県の指示に従って行うこと。また、事業の進捗状況について、随時、食育消費流通課に報告を行うこと。
- (3) 受託者は、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本業務により作成した成果品の著作権は、原則、愛知県に属することとする。

- (5) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、仕様書及び企画提案書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。